

コメント2-1資料1の説明：中国民法典の編纂
(日中学術シンポジウム)
(中村和夫先生・古口章先生退職記念号)

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-06-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高木, 喜孝 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.14945/00009672 |

資料1

中国の民事法制定(公布)の年表

(改正は記載せず)

| | |
|-------|---------------------------|
| 1979年 | 中外合弁企業法 |
| 1980年 | 婚姻法 |
| 1982年 | 商標法 |
| 1983年 | 中外合弁企業法実施細則 |
| 1984年 | 特許法 |
| 1985年 | 相続法 |
| 1986年 | 民法通則 土地管理法 外資独資企業法 |
| 1988年 | 民法通則意見 中外合作経営企業法 |
| 1990年 | 外資独資企業法実施細則 著作権法 |
| 1991年 | 民事訴訟法 養子縁組法 |
| 1992年 | 民事訴訟法意見 |
| 1993年 | 会社法 不正競争防止法 |
| 1994年 | 労働法 |
| 1995年 | 担保法 手形法 中外合作経営企業法実施細則 保険法 |
| 1998年 | 証券法 |
| 1999年 | 契約法 |
| 2001年 | (WTO 加入) |
| 2006年 | 企業破産法 |
| 2007年 | 物権法 独占禁止法 労働契約法 |
| 2008年 | 企業国有資産法 |
| 2009年 | 権利侵害責任法 |

——コメント2-1 資料1の説明——

中国民法典の編纂

2016年現在、民法典の編纂を巡る中国国内の盛んな「論争」を見ていると、決着はつかない勢いのように見える。約125年前に日本は、条約改正のため、つづめて言う

と、議論の余地なくフランス民法典かドイツ民法典草案か、どっちかを早く翻訳しなければ、という勢いで導入した(「民法典論争」)。ただ、すでに翻訳語は明治20年代までに欧化政策の下、苦勞の末、すでにもう定訳が成立していたとあってよい。

一方、中国は改革開放から約30年かかって民事単行法を積み上げてきた。とくにWTO加入のためには、民事諸基本法の制定に努力した。(資料1)

さて、2014年、四中全会が「依法治国を全面的に推進するいくつかの問題についての決定」を採択し、その中で改めて民法典編纂を決定した。

中国にとって今回は第5回目のチャレンジだが、「偉大な中華」にふさわしい民法典を編纂するとなると、議論百出、なかなかまとまらない。

中国の法の建設に対する日本法の影響は、二重重心文化の日本にいったん消化された西洋法を中国が受け入れてきた側面から見ると、今まで以上に深く大きく見えてくるようになると思う。

「欧化」や「文明開化」といっても、日本においては、その実新しく外来文化の一重心が形成されたことであって、従来の文化的重心はそのままあり続ける。「欧化」一点に重心が一つになってしまうのではない。近代日本の西洋法文化は二重重心(三重重心)文化の一重心である。(「日本文化総体 J2」資料2)

二重重心文化は、日本の「伝統」といってもよい。状況に迫られていても強制されたのではないし、西洋法体系全部を取り入れるわけでもない。無理にそれまでの伝統文化と統一させようとはしないし、できない。それを自覚して時間をかけて習合させてきた。

現代中国の法文化は、明治時代に2文字の漢字として日本語に翻訳され漢字文化に移された語彙を日本と共有している。社会科学、特に法文化では顕著でほとんど語彙を日本と共有しているといつてよい。また、中国の法律家は西法文化を理解するとき、日本語化された漢字文化によって理解している。それらの多くは、伝統的「中華」文化にはない語彙であり、法思想である。新しい思惟方法でもある。現在、中国の法律家は法文化を欧米から直接導入しているかに見えるが、実は根本的には日本語化された漢字文化によって理解している。西洋法文化は、すでに日本語として翻訳された漢字文化によってすべて理解できる状態に消化されていた。

このように、日本の近代の西洋の法文化の受容は、広く日本・中国を含む東アジアの漢字=中国語の共有文化によって受容されたと理解できる。そして、中国は、特に「改革開放」以降は、日本が先行して一重心文化として受容した西洋法文化を導入・受容したといつてよい。

このことは、法文化の面では、「日本文化総体 J2」は、現代中国文化の一重心を構成していることを意味する。